

森林の土地の所有者となった旨の届出制度の運用について

〔平成 24 年 3 月 26 日 23 林整計第 312 号〕
〔林野庁長官から都道府県知事あて〕
最終改正
〔令和 8 年 3 月 31 日 7 林整計第 559 号〕

森林法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 20 号）により森林の土地の所有者となった旨の届出等に関する規定が新たに設けられたところであり、その運用についての留意事項を下記のとおり定めたので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

また、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしく願います。

記

1 本制度の趣旨及び周知

森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）に基づき都道府県知事又は市町村の長が、伐採及び伐採後の造林の届出書の提出をしないで伐採が行われた場合の造林命令、林地開発許可制度、保安林における監督処分など、森林の有する多面的機能の発揮への支障が生じないように、森林で行われる一定の行為を規制する諸制度を円滑に実施する上で、これらの制度が適用される前の段階から必要に応じて指導・助言等を行えるよう森林所有者の実態を把握することが重要であることから、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出等に関する規定が設けられたところである。

このような本制度の趣旨に鑑み、現在は森林の土地の所有者でなくても、相続等により当該土地の所有者となったときは、その土地の大小に関わらず等しく届出義務が課せられるものであることから、都道府県知事及び市町村の長は、本制度の内容について、広報、パンフレットの配布等により、森林の土地の所有者である者はもとより広く住民に周知徹底し、法が遵守されるよう配慮するものとする。

また、森林所有者の特徴に応じた指導・助言等を行えるようにすべきとの要請から、令和 8 年 4 月から、森林の土地の所有者となった旨の届出書（以下単に「届出書」という。）の記載事項に所有者の国籍等が追加されたところであり、市町村の長は、都道府県等の関係行政機関と連携し、相手方の言語や文化的背景にも配慮した方法で、法に基づく諸制度に係る指導や本制度の周知等を行うものとする。

なお、法に基づく諸制度の円滑な実施のため森林所有者を把握するという本制度の趣旨に鑑みれば、本制度に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出等により、当該土地の所有権の帰属が確定されるものではないことを念のため申し添える。

2 森林の土地の所有者となった旨の届出等

(1) 届出の対象等

届出の対象は地域森林計画の対象となっている民有林であるが、届出の対象となる森林の土地の所有権の移転は、売買、相続、贈与、遺贈、土地の交換、譲渡担保その他の契約、法人の分割や合併など移転の事由を問わない。また、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 23 条第 1 項の規定による届出をしたときを除き、所有者となった森林の土地の規模や、届出義務者が個人であるか、地方公共団体を含む法人であるかにかかわらず、当該土地の存する市町村の長に届出書の提出が必要となる。

ただし、森林の土地の所有権の取得と併せて、当該森林について法第 10 条の 2 の規定に基づく開発行為の許可を受けて他の用途へ転用する場合など、地域森林計画の対象とする森林から除外されることが確実であるときは、届出書の提出を要さないものとして運用して差し支えない。

(2) 土地の所有者となった日

届出書の提出は、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「規則」という。）第 7 条第 1 項の規定により、地域森林計画の対象となっている民有林の土地の所有者となった日から 90 日以内に行わなければならないが、「土地の所有者となった日」とは、売買等の契約に定められた土地の所有権の移転日、相続開始の日など森林の土地の所有権が移転することとなった日とする。

(3) 届出書の添付書類

ア 規則第 7 条第 2 項第 1 号の規定により添付することとされている地図は、届出に係る土地の全てについて、その位置を示したものであることを要する。

イ 規則第 7 条第 2 項第 2 号の規定により添付することとされている登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面は、登記事項証明書のほか、その写し、森林の土地の売買契約書の写し、遺産分割協議書の写し、登記済証の写しなど届出者が森林の土地の所有権を有することを証明することができる書面とする。

3 届出書の提出者に対する指導等

(1) 市町村の長は、提出のあった届出書の内容について、林地台帳に記載された事項のほか、都道府県が保有する保安林又は保安施設地区に関する情報その他の市町村及び関係都道府県が保有する森林所有者情報について法第 191 条の 2 の規定に基づく森林所有者等に関する情報の利用等により確認を行い、不備がある場合にはその適正化に努めるものとする。

(2) 市町村の長は、届出書の提出があった場合、届出者に対し、届出が行われた森林においては、土地の形質の変更、立木の伐採等について、法に基づく許可や届出が必要であることについて指導を行うよう努めるものとする。

4 国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定による届出との関係

届出書については、国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定による届出をしたときを除き市町村の長に提出することとされているが、法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定の趣旨を踏まえ、市町村の長は、当該届出に係る森林の土地の所有者の情報についても把握

するものとする。

このため、市町村の長は、法第 191 条の 2 の規定に基づき、当該届出に係る森林の土地の所有者の情報を内部で利用すること等により、その把握を行うものとする。

5 森林経営管理法第 52 条第 1 項の規定による権利集積配分一括計画の公告があった場合の特例

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 55 条において、同法第 52 条第 1 項の規定による公告（同法第 51 条第 4 項に掲げる事項（所有権移転の促進に関する事項）が定められた権利集積配分一括計画に係るものに限る。6 において同じ。）があったときは、届出があったものとみなす旨規定されている。

このため、当該公告があった権利集積配分一括計画の定めるところにより所有権の移転を受けた者は、当該所有権の移転に係る届出書の提出は不要である。

なお、この場合も、法第 10 条の 7 の 2 第 2 項の規定が適用されることから、市町村の長は、当該所有権の移転に係る森林が同項に規定する森林に該当する場合には、都道府県知事に対して 6 のとおり通知するものとする。

6 保安林等の区域内的の森林である場合の都道府県に対する届出の内容の通知

市町村の長は、3 の（1）の確認により届出に係る民有林が法第 25 条若しくは第 25 条の 2 の規定により指定された保安林又は第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内的の森林であることを確認した場合には、当該届出のあった日から 30 日以内に法第 10 条の 7 の 2 第 2 項の規定に基づき都道府県知事に対して届出の内容を通知するものとする。当該通知は付録第 1 の様式により、届出書の写し（5 の場合は、森林経営管理法第 52 条第 1 項の規定による公告があった権利集積配分一括計画の写し。以下同じ。）を添えてするものとする。この場合において、市町村の長は複数の届出について一括して通知することができるものとする。

なお、当該通知を受けた都道府県知事は、届出書の写しの情報を基に、必要に応じて法第 39 条の 2 に規定する保安林台帳及び法第 46 条の 2 に規定する保安施設地区台帳の訂正を行うよう努めるものとする。

7 林地台帳への反映

法第 10 条の 7 の 2 の規定は法に基づく諸制度の円滑な実施のため森林所有者を把握することを目的としており、届出書によって得られた森林の土地の所有者に関する情報を整理するため、市町村の長は、当該情報（4 の届出に関し把握した情報及び 5 の権利集積配分一括計画による所有権の移転に関する情報を含む。）を林地台帳に反映させるものとする。

付録第 1

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

保安林等に係る森林の土地の所有者となった旨の届出の内容について（通知）

森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出について、保安林及び保安施設地区の区域の森林に係る届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき通知する。

なお、届出書の内容は、別添の届出書の写しのとおりである。

（注 1）一定期間内に届け出られた複数の届出書について通知を行う場合には、その期間及び届出の数を記載すること。

（注 2）森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 55 条の規定により届出があったものとみなされる場合には、届出書の写しに代えて、公告のあった権利集積配分一括計画の写しを添付すること。